

魚津市告示第73号

魚津市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給要
綱の一部改正について

魚津市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱（平成25
年魚津市告示第84号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月24日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条・第2条 （略） （対象者） 第3条 訓練促進給付金の支給対象者は、養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は、養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、父子家庭の父は、修業開始日が平成25年4月1日以降のものに限る。 （1） 児童扶養手当受給者又は同様の所得水準である者（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）<u>なお、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。</u> （2） 就職を容易にするために必要な資格として市長が定める資格（以下「対象資格」という。）を取得するため、県内の養成機関において<u>6月以上</u>のカリキュラムを修業し、資格の取得が見込まれる者 （3）・（4） （略） （対象資格） 第4条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、<u>養成機関において6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座）</u>について、市長が適当と認める資格も対象資格とする。 第5条 （略） （支給額等）	第1条・第2条 （略） （対象者） 第3条 訓練促進給付金の支給対象者は、養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は、養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、父子家庭の父は、修業開始日が平成25年4月1日以降のものに限る。 （1） 児童扶養手当受給者又は同様の所得水準である者（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。） （2） 就職を容易にするために必要な資格として市長が定める資格（以下「対象資格」という。）を取得するため、県内の養成機関において<u>1年以上（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合は、6月以上）</u>のカリキュラムを修業し、資格の取得が見込まれる者 （3）・（4） （略） （対象資格） 第4条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、<u>令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座（情報関係に限る。）又は特定一般教育訓練給付若しくは専門実践教育訓練の指定講座で修業するもので、就職に有利となる資格（シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格等））</u>について、市長が適当と認める資格も対象資格とする。 第5条 （略） （支給額等）

改正後	改正前
第6条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、支給対象期間の最後の12か月間（その期間が12か月未満であるときは、当該期間）における訓練促進給付金の支給額は、前項各号に掲げる金額に、それぞれ月額40,000円を加えた額とする。 3 （略） （給付金の支給申請） 第7条 給付金の支給を受けようとする者（以下「支給希望者」という。）は、魚津市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給申請書（様式第1号）に次に掲げるものを添えて、市長に提出し、給付金の支給の申請をしなければならない。ただし、添付書類に記載されている事項が公簿等により確認できる場合は、その添付を省略することができるものとする。 （1） 訓練促進給付金 ア （略） イ 当該支給希望者の児童扶養手当証書の写し又は当該支給希望者の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額並びに<u>加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。）及び生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。）の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。以下同じ。）</u> ウ・エ （略） （2） 修了支援給付金 ア （略） イ 当該支給希望者に係る児童扶養手当証書の写し又は当該支給希望者の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額並びに<u>加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養</u>	第6条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、支給対象期間の最後の12か月間（<u>令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12か月未満であるときは、当該期間</u>）における訓練促進給付金の支給額は、前項各号に掲げる金額に、それぞれ月額40,000円を加えた額とする。 3 （略） （給付金の支給申請） 第7条 給付金の支給を受けようとする者（以下「支給希望者」という。）は、魚津市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給申請書（様式第1号）に次に掲げるものを添えて、市長に提出し、給付金の支給の申請をしなければならない。ただし、添付書類に記載されている事項が公簿等により確認できる場合は、その添付を省略することができるものとする。 （1） 訓練促進給付金 ア （略） イ 当該支給希望者の児童扶養手当証書の写し又は当該支給希望者の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額並びに<u>扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。以下同じ。）</u> ウ・エ （略） （2） 修了支援給付金 ア （略） イ 当該支給希望者に係る児童扶養手当証書の写し又は当該支給希望者の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額並びに<u>扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除</u>

改正後	改正前
親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合は、前々年）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が1月から7月までの場合は、前々年）の状況を証明できるものに限る。） ウーオ （略） 2 （略） 第8条―第15条 （略） 様式第1号（第7条関係） 【別記】 様式第2号―様式第5号 （略）	<u>対象配偶者</u>、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合は、前々年）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が1月から7月までの場合は、前々年）の状況を証明できるものに限る。） ウーオ （略） 2 （略） 第8条―第15条 （略） 様式第1号（第7条関係） 【別記】 様式第2号―様式第5号 （略）

(表 面)

様式第1号（第7条関係）

魚津市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給申請書

年 月 日

魚津市長 宛

申請者氏名

魚津市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

※ いずれかに○をつけること。

①氏名 (個人番号)	フリガナ		生年 月 日	年 月 日 (歳)	
	個人番号				
②住所	(〒 —)		電話	(—)	
③過去の受給の有無		過去に（高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金）を受けたことが（ある ・ ない）			
④養成機関及び修業内容について	養成機関名				
	住所	(〒 —)	電話	(—)	
	修業期間	年 月 日から 年 月 日	養成区分	昼間 ・ 夜間	
	修業に係る資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士 ・その他()			
⑤希望する支払金融機関	金融機関名		口座の種類		
	支店名		口座番号		
	口座名義	フリガナ			
⑥児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)				
(備考)					

(注意)

- 1 修業証明書等を添付する場合は、「④養成機関及び修業内容について」欄を記載する必要はありません。
- 2 「⑥児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名します。その場合は、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

(裏 面)

⑦申請者と同一世帯に属する者の氏名等について			
1 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
住所	(〒 -)		続柄
2 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
住所	(〒 -)		続柄
3 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
住所	(〒 -)		続柄
4 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
住所	(〒 -)		続柄
5 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
住所	(〒 -)		続柄

(表 面)

様式第1号（第7条関係）

魚津市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給申請書

年 月 日

魚津市長 あて

申請者氏名

魚津市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

※ いずれかに○をつけること。

①氏名 (個人番号)	フリガナ		生年 月 日	年 月 日 (歳)	
	個人番号				
②住所	(〒 —)		電話	(—)	
③過去の受給の有無		過去に（高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金）を受けたことが（ある ・ ない）			
④養成機関及び修業内容について	養成機関名				
	住所	(〒 —)	電話	(—)	
	修業期間	年 月 日から 年 月 日		養成区分	昼間 ・ 夜間
	修業に係る資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士 ・その他()			
⑤希望する支払金融機関	金融機関名		口座の種類		
	支店名		口座番号		
	口座名義	フリガナ			
⑥児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) ⑨				
(備考)					

(注意)

- 1 修業証明書等を添付する場合は、「④養成機関及び修業内容について」欄を記載する必要はありません。
- 2 「⑥児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合は、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

(裏 面)

⑦申請者と同一世帯に属する者の氏名等について			
1 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
住所	(〒 -)		続柄
2 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
住所	(〒 -)		続柄
3 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
住所	(〒 -)		続柄
4 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
住所	(〒 -)		続柄
5 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
住所	(〒 -)		続柄

附 則

この告示は、公表の日から施行する。